

# “触法障害者”の概観

---

社会福祉士  
小川多雅之

# 「触法障害者」 という言葉 について

「触法障害者」という言葉は辞書には載っていない。

単純に「法に触れた障害者」という意味で使われており、公的に認定されるものではない。

支援の開始時に刑事司法に関わっていたり、触法行為が課題であったとしても、個人に対して「触法障害者」とレッテルを貼ってしまわないように注意が必要。

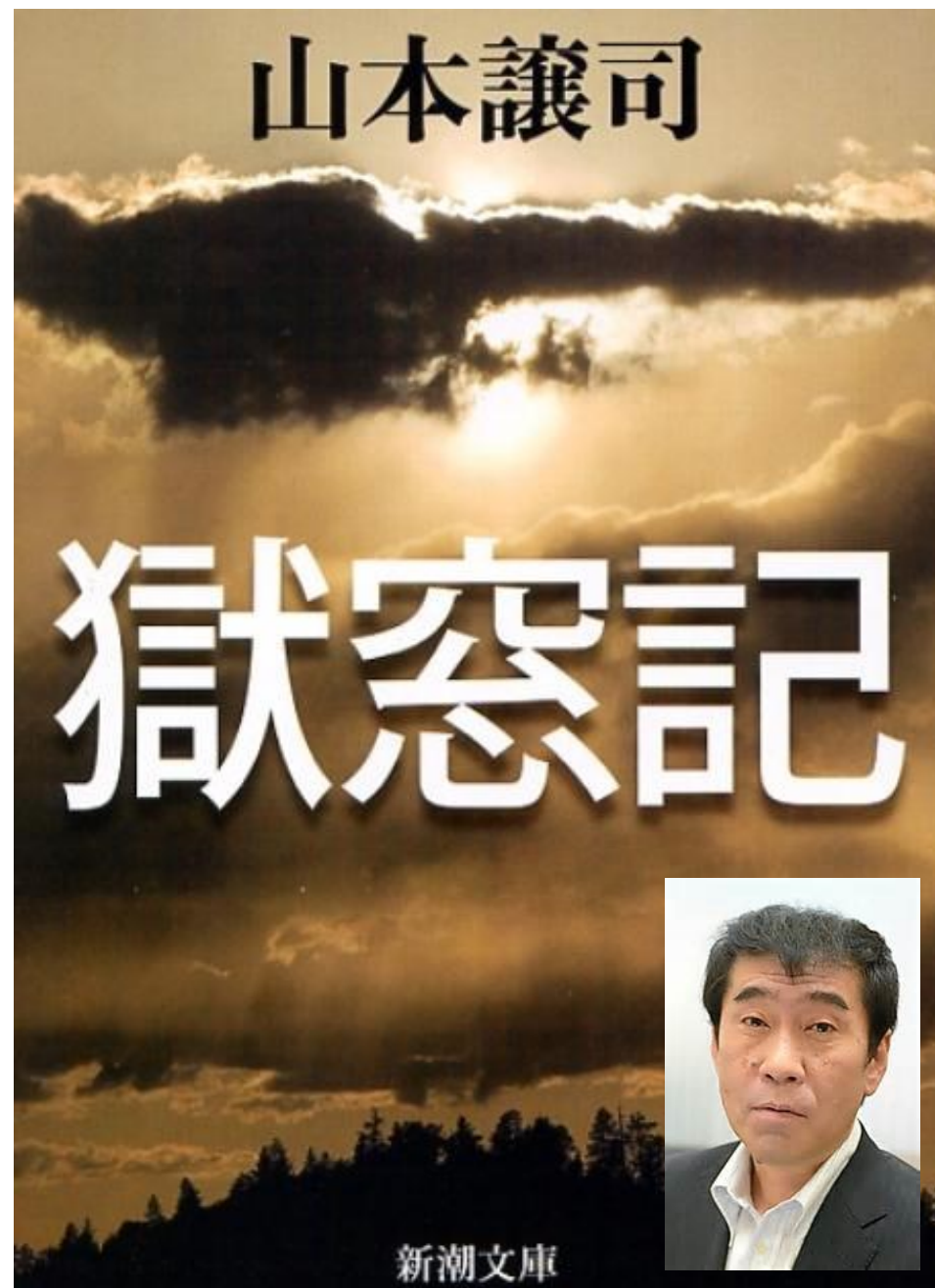
# 刑務所に 支援が必要な人がいる？

---

『獄窓記』 山本譲司著 2003年

政治家の犯罪。それは私が最も嫌悪するものだった。三十代の若さで衆議院議員に当選した私は、秘書給与詐取事件で突然足元を掬われる。逮捕、そしてまさかの実刑判決。服役した私の仕事は、障害を持った同囚たちの介助役だった。汚物まみれの凄惨な現場でひたすら働く獄中の日々の中、見えてきた刑務所の実情、福祉行政への課題とは。壮絶なる真実の手記。新潮ドキュメント賞受賞。

⇒ 刑務所に支援が必要な人がたくさんいるという事実が広く知れ渡る。



# 下関駅放火事件

男性は74歳だった2006年1月7日未明、下関駅に放火して焼失させた。被害額は5億円以上で、懲役10年の判決を受けた。判決は「軽度知的障害で、かつ高齢でありながら、刑務所を出所後、格別の支援を受けることもなかった」と指摘した。

当時、男性は放火の前科が10件あり、22歳以降の40年以上を刑務所で過ごしていた。過去の裁判で6回も知的障害などを認められたが、一度も障害福祉サービスにはつながらなかった。

下関駅の事件は、男性が05年12月30日に福岡刑務所を出所した8日後に発生。男性は事件までの間に、警察に保護されたり、福祉事務所に連れて行かれたりと、八つの公的機関に接触。生活保護を求めるなどしたが、公的支援は受けられなかった。

そして、下関駅で警察官に退去を求められた末に放火に至った。犯行の動機は「刑務所に戻りたかったから」と述べた



# 触法障がい者・高齢者支援年表（概略）

- 2003年 山本譲司『獄窓記』発表「刑務所の中に福祉的支援の必要な人がいる」
- 2006年 下関駅放火事件。前科10犯の高齢知的障害者。「刑務所に戻りたかった」  
厚生労働科学研究「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」
- 2007年 刑務所に社会福祉士の配置開始
- 2009年 保護観察所に調整担当官の配置開始  
各都道府県に地域生活定着支援センターの設置開始  
指定更生保護施設に福祉スタッフの配置開始
- 2018年 地域再犯防止推進モデル事業実施
- 2021年 被疑者等支援業務事業実施



# 刑務所にはどれくらい障害者がいるのか

【2021年 新入受刑者の精神診断(矯正統計年報より)】

	総数	精神障害なし	知的障害	人格障害	神経症性障害	その他の精神障害	不詳
全体	16,152	13,642	297	66	414	1,698	35
男性	14,486	12,408	281	38	364	1,369	26
女性	1,666	1,234	16	28	50	329	9

※上記統計によると障害者は約15%、知的障害者は約1.8%。

【2021年 新入受刑者の能力検査値(矯正統計年報より)】 ※検査方法は主にCAPASを使用

	総数	49以下	50~59	60~69	70~79	80~89	90~99	100~109	110~119	120以上	テスト不能
全体	16,152	428	896	1,949	3,380	4,355	3,427	1,210	171	31	305
男性	14,486	366	801	1,720	2,990	3,914	3,151	1,118	161	30	235
女性	1,666	62	95	229	390	441	276	92	10	1	70

※上記統計によるとIQ(相当値)70未満は約20%。

# 障害者数とIQ（相当値）70以下の数の乖離

---

①刑務所で知的障害有りとされているのは297名

②能力検査値でIQ（相当値）70未満は3273名 ※テスト不能を除く

・療育手帳を所持していれば刑務所では「知的障害者」として扱われるはず。

・刑務所の能力検査をそのまま鵜呑みにできない（モチベーションの問題や加齢、精神疾患等による数値の低下など）としても①と②はあまりに乖離している。

これは、能力的に生きづらさを感じるであろうという人が社会で要支援者と認められることなく生きてきた結果ではないか。

⇒必要な人に“福祉”が届いていない！！

# 知的障害者の罪名内訳

---

2021年の新入受刑者で  
知的障害があると認められた者297名（内、女性16名）の主たる罪名内訳

1位 窃盗	……154名（内、女性5名）	51.8%
2位 詐欺	……26名（内、女性4名）	8.7%
3位 覚せい剤取締法違反	……16名（内、女性4名）	5.3%
4位以降	道交法違反、強制わいせつ、傷害、強制性交、暴行等々	

※窃盗には万引きが含まれ、詐欺には無賃乗車・無銭飲食が含まれる。



生きづらさがあるから罪を犯す



生きづらさをなくせば罪を犯す必要がない



生きづらさを解消していくのは“福祉”の役割

問題行動や社会不適応行為は  
生きづらさの表れかも知れない  
という視点を持ってとらえてみること

# 福祉的支援は再犯の防止に影響するか

---

平成 30 年に法務総合研究所が実施した、障がいのある受刑者の支援の状況や再犯の実態等についての調査結果が挙げられる。これによると、特別調整の対象者は「再犯なし」が9割である一方、特別調整辞退者は再入所ありの者の占める割合が4割近くに及んだ。

※平成26年2月1日から同年3月14日までの間に刑事施設から出所した障害のある受刑者について平成27年5月末までの刑事施設への再入を調査。

⇒ 支援によって犯罪は減る。

⇒ 最初から支援が届いていれば刑務所に行くことはなかった??

## 依存症の「自己治療仮説」

人が物質や行動に依存するのは、依存性のある物質や行動、性格や根性の問題ではなく、たまたま出会った物質や行動によってつらい気分や困難な状況が和らいだ経験をしたために、それを繰り返し、次第にその物質や行動に依存していくという考え方

## これまで“触法障害者”支援をしてきて感じたこと

犯罪ももしかしたら、自分の足りないものを満たすために、他に適切な方法が思いつかなくて取った手段なのかも知れない。

そして、これまで支援してきた人に共通して足りなかったのは

- ・安心できる**居場所**
- ・自分の力を発揮できる**出番**
- ・信頼できる**人とのつながり**



# 刑事手続きの流れ(成人)

